

道路はみなさんの**財産**です ～不法占用対策を強化します!!～

道路に物件を設置するためには、道路管理者の占用許可が必要です。

＜道路法第32条 第1項＞

道路法が改正され、平成28年7月以降、
道路管理者の占用許可を受けずに、道路に放置又は設置された物件は、次のような場合、道路管理者が撤去します！！

＜**改正**道路法第44条の2第1項＞

道路管理者が撤去を行うのは、

○道路の構造に損害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

○交通に危険を及ぼし、又はそのおそれがある場合

のいずれかであって、

①物件の所有者等が、その場にいない場合

②物件の所有者等が、道路管理者による撤去命令に応じない場合
です。

※撤去、保管などに要した費用は、不法占用物件の設置者及び所有者に請求いたします。



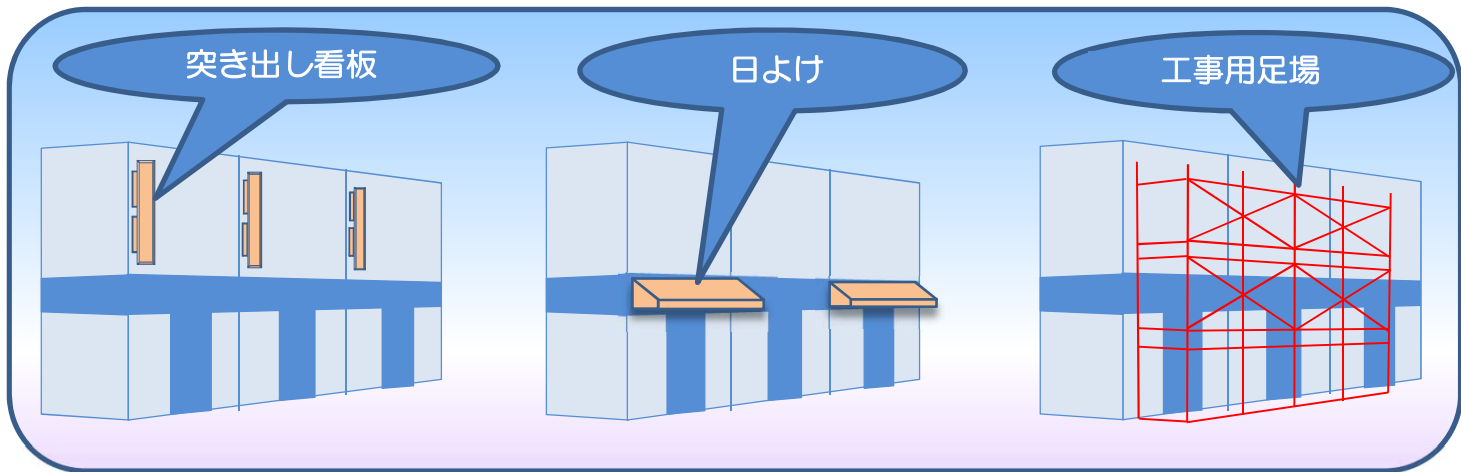
《道路管理者連絡先》

郡山国道事務所 会津若松出張所

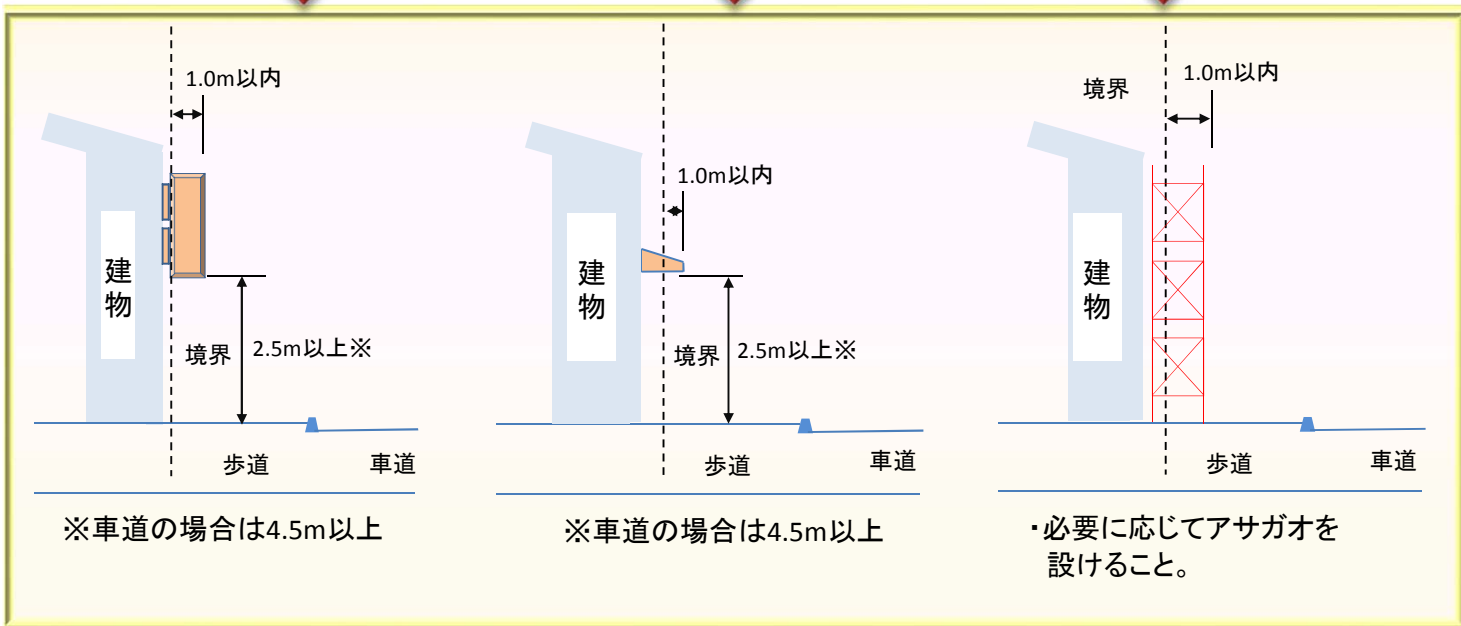
0242-23-1241

看板・日よけ・足場などを道路に設置する時は 道路管理者の占有許可が必要です。

占有許可を受けて正しく道路を使いましょう



占有許可には次のような基準があります

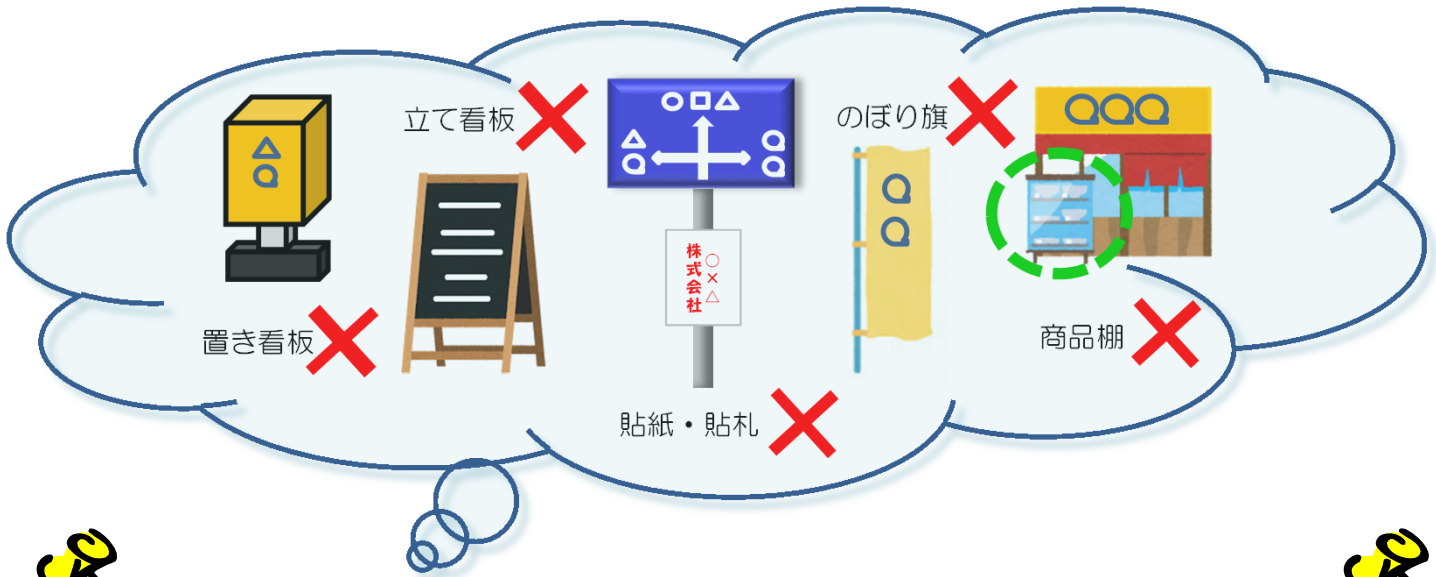


正しく使おう みんなの道路



歩道や緑地帯の道路敷地に物を置かないで！

▼ 許可のできない路上占用物件（例）



看板（固定式）、日除け、標識、足場等を設置するときは、一定の基準を満たした場合占用許可が受けられます。事前に下記窓口までご相談ください。

Q. 道路の占用とは？

A. 道路の地上・地下に一定の工作物や施設を設けて、継続的に使用することをいいます。

道路管理者は、公共性・計画性・安全性等を判断し、道路法に適合し道路以外に設置する余地のない物件に対し、道路機能の支障とならない範囲で占用を許可しています。



国土交通省

ご理解とご協力をお願いいたします。

東北地方整備局 道路の占用ページアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/index.html>



郡山国道事務所

〒963-0111

郡山市安積町荒井字文部内28-1

TEL:024-946-0333

ホームページアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/>

郡山維持出張所

〒963-8071

郡山市富久山町久保田字大原3

TEL:024-932-4486

ホームページアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/jji/jjitop.htm>

会津若松出張所

〒965-0052

会津若松市町北町大字始字北台105

TEL:0242-23-1241

ホームページアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/aizu.html>